

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する対応について【第3報】

教職員・学生各位

奈良教育大学保健センター 2020.2.19 更新

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、新型コロナウイルス)については、日々状況が変化しており、患者数の増加が伝えられています。国内での二次感染・三次感染例発生を受けて、新たに厚生労働大臣より以下の通り、新型コロナウイルスに関する相談・受診の目安等が寄せられております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

海外へ渡航する際は渡航先の必要な情報を入手し、適切な判断・行動をしてください。罹患予防のためには、風邪やインフルエンザの対策と同様に、咳エチケットや手洗い等の励行が大切です。

今後は情勢が変化していくと思われるので、関連情報ホームページや報道等から現地の最新情報を入手した上で、十分に安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

なお、国内においては新型コロナウイルスが「指定感染症」に定められ、新型コロナウイルスは、学校保健安全法に定める第一種感染症(治癒まで出席停止)とみなされています。

【湖北省または浙江省から帰国した方又は、これらの方と接触があった方】

(1)帰国時又は入国してから2週間の間に発熱(37.5度以上)があり、かつ呼吸器症状もあるときには、他の人との接触を避け、マスクを着用して、速やかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談の上、医療機関を受診し、保健センターまで電話で報告してください。

※「帰国者・接触者相談センター」につきましては、奈良県のHPを参照してください。

奈良県HP <http://www.pref.nara.jp/>

(2)現に症状がない場合でも、帰国後2週間は、外出を控えて自宅に滞在し、厳重な健康観察等を行ってください。症状が出た場合には、(1)と同様の対応をお願いします。

【海外から帰国された方】

*海外から帰国後2週間は、このチェック項目に沿って体調の自己管理をお願いいたします。

自己健康チェックシート 保健センターHP

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HOKENKANRI/homepage.htm>

*帰国後2週間以内に発熱・咳・くしゃみなどの呼吸器症状がある場合には、出勤や通学を控え、医療機関に相談の上受診し、保健センターまで電話で報告してください。

【渡航歴のない方】

感染流行地域等への渡航歴がない場合も、予防のためにインフルエンザに対する予防法と同様に、身近にできる感染症対策(マスクの着用や石鹸を使ったこまめな手洗い、咳エチケット、換気等)に努め、十分な睡眠と栄養で体調を整えて下さい。体調に不安のある方は、保健センターに相談してください。

— ◆奈良教育大学 相談窓口 ◆ —

保健センターTel 0742 27 9138 土日祝を除く午前 9 時～午後 5 時まで